

# 埼玉県における生物多様性保全への取組

埼玉県環境部自然環境課

## 1 はじめに

2010年（平成22年）は、国連が定めた「国際生物多様性年」であり、10月には名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」（国連地球生きもの会議）が開催されました。

この機会に、皆様も身近な生き物について考えてみませんか。

## 2 生物多様性とは？

地球上には寒い地域、暑い地域、森林や海辺など様々な自然があり、それぞれに特有なたくさんの生き物が、競ったり、支えあったりして生きています。

「生物多様性」とは、生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系が豊かでバランス良く保たれている状態をいいます。

私たちの暮らしは、様々な生き物の恵みによって支えられています。例えば、食べ物、木材、服や医薬品など。さらには、私たちが生きるために必要な酸素を植物が作り、汚れた水は微生物がきれいにするなど、生物多様性は、私たちの生活になくてはならないものです。

しかし、生態系のバランスがくずれると、

生物多様性には、3つのレベルがあります。

- ①生態系の多様性：森林、湿原、河川など様々なタイプの自然があること。
- ②種の多様性：動植物から微生物にいたるまでいろいろな生き物がいること。
- ③遺伝子の多様性：同じ種でも遺伝子の違いにより個性があること。

ある種の生き物は生きていけなくなります。そして、私たちの生活にも影響を与えるかもしれないのです。

## 3 生物多様性を脅かすもの

ニホンオオカミ、コウノトリ、アツモリソウなどは、埼玉県においてもかつては生息・生育していたことが確認されていますが、現在ではその姿を見ることができません。

世界中でも、数多くの野生生物が、現在絶



奥秩父の原生林



狭山丘陵の雑木林と湿地

滅の危機に瀕しています。生物多様性を脅かすものとしては、次の4つの要因が考えられています。

#### (1) 人間の活動による影響

生き物のすみかが、住宅地や工場、道路などに開発されて失われたり、過度な捕獲や盗掘などにより姿を消しています。

#### (2) 人間の働きかけの減少による影響

かつての里山のように、人が手を加えることにより維持されてきた自然が、近年放置されることに伴って、今まで見られていた生き物が見られなくなっています。

#### (3) 外来生物による影響

アライグマやセイタカアワダチソウなど、外国から持ち込まれたり紛れ込んできた生き物が日本に定着し、もともとその地域にいる生き物の居場所や食べ物を奪って、生態系のバランスを乱しています。

#### (4) 地球温暖化による影響

今後、地球温暖化が進むと、多くの生き物が、もともと生息していた地域では生きていけなくなり、絶滅する可能性が指摘されています。

多種多様な動植物を絶滅から守り、生物多

私たちのこんな取組が、生物多様性の保全につながります。

- 木を植える時は、もともと地域に生えている樹種にする。
- 外国から持ち込まれた動物は、野外に放さない。
- 野生動物にエサを与えない。

様性を保ち続けていくことは、私たちの生活を維持し、豊かな未来を築いていくこととなります。

## 4 埼玉県の取組

### (1) 自然豊かな埼玉

本県は、首都東京に隣接する一方で、秩父の山々や里山の景観を残す台地・丘陵、低地に広がる水田、それらを結ぶ荒川をはじめとする多くの河川や水路など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

そして、これらの多様な自然環境に、様々な生き物が暮らしています。

### (2) 希少野生生物の保護

県内に生息・生育する野生生物の中で、保護の必要性の高い希少野生動植物を、「埼玉県レッドデータブック」にリストアップして



見沼たんぼから眺めるさいたま新都心



ハンノキ林と県の蝶ミドリシジミ

います。現在、動物787種、植物1,035種が掲載されています。

また、希少野生動植物を保護し、県民共通の財産として次代に継承するため、平成12年3月に「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定しました。現在までにムサシトミヨ、サクラソウなど22種を県内希少野生動植物種に指定し、地元市町村や地域住民などの御協力を得ながら保護増殖に取り組んでいます。



希少種ムサシトミヨと生息地

### (3) 野生鳥獣の保護管理

近年、県内でもニホンジカやイノシシ等の野生動物が増加し、地域の生態系に影響を与えるとともに、農林業に深刻な被害を与えています。このため、野生動物の安定的維持と自然植生や農林業への被害軽減に向けて、個体数管理や被害防除対策等を行っています。

また、傷病野生鳥獣を保護するため、社団法人埼玉県獣医師会の協力を得て県内の動物病院で治療するとともに、治療後の鳥獣が野生復帰するまでの間、登録いただいたボランティアの方が飼育・リハビリ等を行っています。平成21年度は約1,000羽（頭）の傷病野生鳥獣を保護しました。

### (4) 侵略的外来生物の防除

外来生物とは、もともと日本にいなかったのに、人間の活動によって外国から持ち込まれた生き物です。その数は、わかっているだけでも2,000種を超えているといわれています。この中で、地域の自然に大きな影響を与え、もともといた動物や植物を脅かす侵略的な外来生物を特定外来生物として、現在97種が法律で指定されています。

県内において確認されている特定外来生物のうち、生態系や人の生命・身体及び農林水産業への被害防止対策が必要なものは、アライグマ、カミツキガメ、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルの5種類です。

特に、アライグマは県内各地で繁殖し、人家に住みついたり農作物に被害を与えたりしていることから、市町村と連携して計画的な防除を進めています。



県内のほぼ全域で生息が確認されているアライグマ

### (5) 自然とのふれあいの推進

本県には、国立公園1か所と県立自然公園10か所が指定されており、面積は約12万5,000ヘクタールで、県土の3分の1を占めています。自然公園は、県内の優れた風景地を保護し、生物多様性の確保に寄与するとともに県民の野外レクリエーション活動や自然学習の

場として活用されています。

また、四季を通じて豊かな自然や歴史・文化とふれあえる自然歩道が県内に14コース、約167km整備されています。

さらに、「埼玉県自然学習センター・北本自然観察公園」（北本市）、「埼玉県狭山丘陵いきものふれあいの里センター」（所沢市）、「さいたま緑の森博物館」（入間市・所沢市）を設置し、自然観察会や生物多様性に関する講座を開催するなど、自然とのふれあいを推進しています。



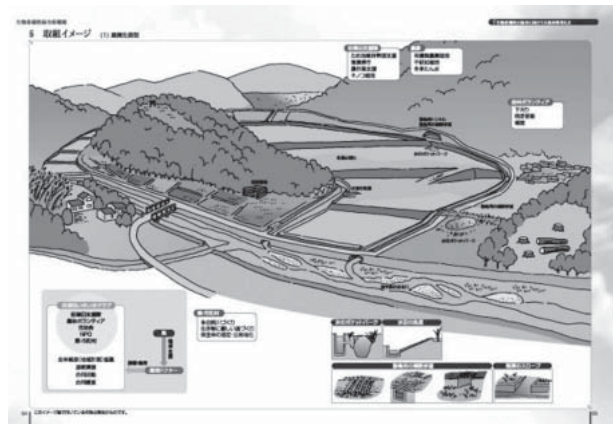
自然学習センターで開催された自然観察会

## (6) 県民と進める多様性保全

埼玉県では、県民の皆様が生物多様性の保全を身近な問題としてとらえ、一人ひとりができることから行動するためのガイドとして、平成20年3月に「生物多様性保全県戦略」を策定しました。

また、「野生の生きものとふれあう学校」に県内の小中高26校を指定するとともに、ボランティアとして自然観察指導にあたる「彩の国ナチュラリスト」を301人登録したり、県立自然公園の利用者への指導を行う「埼玉県自然公園指導員」を65名委嘱し、県民の皆様とともに自然の保護、生物多様性の保全を推進しています。

さらに、今年度は、身近な生き物を小学生が中心となって調査する「県民1万人参加一斉調査」や県内で活動している自然環境団体による「県民参加生き物モニタリング調査」を実施し、一人でも多くの県民の皆様に、身近な生き物の大切さや生物多様性保全の重要性を知っていただけるよう取り組んでいます。



生物多様性保全県戦略で紹介する取組モデル



県民参加による生きもの調査

## 5 おわりに

人と自然（生き物）が共生する埼玉を目指し、多様な生き物の棲みやすい環境が保全されるとともに、「生物多様性」という言葉が県民生活に根付くよう、今後も様々な取組を続けてまいります。